

平成3年第3回藤代町議会定例会会議録目次

|  |    |
|--|----|
| ○招集告示  | 1  |
| ○請願第4号   | 4  |
| ○請願第5号   | 8  |
| ○請願第6号   | 11 |
| ○請願第7号   | 15 |
| ○請願第8号   | 18 |
| ○請願第9号   | 21 |
| ○陳情第1号   | 24 |
| ○意見書案第2号   | 27 |
| ○意見書案第3号   | 29 |
| ○特別委員会の設置について                                      | 32 |
| ○平成3年8月執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑の事務検査に関する動議 | 35 |
| ○議案付託表   | 37 |
| ○請願文書表   | 39 |
| ○陳情文書表   | 42 |
| ○委員会審査報告書  | 43 |

<会議録第1号>

|                 |    |
|-----------------|----|
| ○日時・場所          | 55 |
| ○応招議員並びに出欠席議員   | 55 |
| ○出席説明員並びに出席事務職員 | 55 |
| ○会期日程表          | 57 |
| ○議事日程(第1号)      | 59 |
| ○開 会            | 61 |
| ○開 議            | 61 |
| 。会議録署名議員の指名     | 61 |
| 。諸般の報告          | 62 |
| 。会期の決定          | 63 |

|  |     |
|--|-----|
| 。茨城県南水道企業団議会議員の選挙  | 64  |
| 。報告第3号   | 64  |
| 。諮問第2号 上程、説明、採決  | 66  |
| 。同意案第4号 上程、説明、質疑、採決  | 67  |
| 。発議第1号～発議第2号 上程、説明、質疑、採決                                     | 68  |
| 。議案第32号～議案第50号 上程、説明、質疑、付託                                   | 69  |
| 。請願第4号～請願第6号 上程、説明、質疑、付託                                     | 99  |
| 。意見書案第2号 上程、説明、質疑、採決   | 102 |
| 。西部地区再編対策特別委員会の設置について、環境保全整備特別委員会の設置について、駅周辺開発調査特別委員会の設置について | 103 |
| ○散 会   | 106 |

<会議録第2号>

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| ○日時・場所                | 107 |
| ○応招議員並びに出欠席議員         | 107 |
| ○出席説明員並びに出席事務職員       | 107 |
| ○議事日程(第2号)            | 109 |
| ○一般質問発言通告事項一覧表        | 110 |
| ○開 議                  | 111 |
| 。議会運営委員の選任            | 111 |
| 。請願第7号～請願第8号 上程、説明、付託 | 112 |
| 。町政に関する一般質問           | 113 |
| 。大和久 昇 君              | 113 |
| 。赤羽 直一 君              | 125 |
| 。沼尻 守 君               | 128 |
| ○散 会                  | 145 |

<会議録第3号>

|        |     |
|--------|-----|
| ○日時・場所 | 147 |
|--------|-----|

|                 |     |
|-----------------|-----|
| ○応招議員並びに出欠席議員   | 147 |
| ○出席説明員並びに出席事務職員 | 147 |
| ○議事日程（第3号）      | 149 |
| ○一般質問発言通告事項一覧表  | 150 |
| ○開 議            | 151 |
| 。請願第9号 上程、説明、付託 | 151 |
| 。町政に関する一般質問     | 152 |
| 。倉石 進 君         | 152 |
| 。菅谷 行義 君        | 158 |
| 。横田 千之 君        | 170 |
| ○散 会            | 187 |

< 会 議 録 第 4 号 >

|                 |     |
|-----------------|-----|
| ○日時・場所          | 189 |
| ○応招議員並びに出欠席議員   | 189 |
| ○出席説明員並びに出席事務職員 | 189 |
| ○議事日程（第4号）      | 191 |
| ○開 議            | 192 |
| 。陳情第1号          | 192 |
| ○散 会            | 193 |

< 会 議 録 第 5 号 >

|   |     |
|---|-----|
| ○日時・場所  | 195 |
| ○応招議員並びに出欠席議員   | 195 |
| ○出席説明員並びに出席事務職員   | 195 |
| ○議事日程（第5号）  | 197 |
| ○開 議  | 198 |
| 。平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑の事務検査について 上程、説明、質疑、討論、採決 | 198 |

|            |     |
|------------|-----|
| ○散 会 ..... | 200 |
|------------|-----|

<会 議 録 第 6 号>

|  |     |
|--|-----|
| ○日時・場所 .....                                       | 201 |
| ○応招議員並びに出欠席議員 .....                                | 201 |
| ○出席説明員並びに出席事務職員 .....                              | 201 |
| ○議事日程（第6号） .....                                   | 203 |
| ○開 議 .....   | 205 |
| 。議案第51号～議案第53号 上程、説明、質疑、討論、採決 .....                | 205 |
| 。議案第32号～議案第50号・請願第4号～請願第9号・陳情第1号<br>質疑、討論、採決 ..... | 208 |
| 。常任委員会審査報告 .....                                   | 208 |
| 。総務常任委員会 .....                                     | 209 |
| 。教育民生常任副委員会 .....                                  | 213 |
| 。産業経済常任委員会 .....                                   | 215 |
| 。建設常任委員会 .....                                     | 217 |
| ○閉 会 .....   | 238 |

平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における  
架空転入疑惑及び不正投票疑惑の事務検査に関する動議

下記により、平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空  
転入疑惑及び不正投票疑惑の事務検査に関する動議を提出します。

記

1. 検査事項

本議会は、地方自治法第98条第1項の規定により、次の事項について検査するものとする。

(1) 架空転入疑惑に関する事項

(2) 不正投票疑惑に関する事項

2. 特別委員会の設置

本検査は、地方自治法第110条及び委員会条例第4条の規定により、委員8人からなる「平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑に関する調査特別委員会」を設置して、これを付託するものとする。

3. 検査権限

本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 検査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もお検査を行うことができる。

平成3年9月19日

藤代町議会議長 坂本 守 殿

|     |         |     |    |
|-----|---------|-----|----|
| 提出者 | 藤代町議會議員 | 吉岡  | 茂  |
| "   | "       | 長東  | 秀臣 |
| "   | "       | 沼尻  | 守  |
| "   | "       | 倉石  | 進  |
| "   | "       | 海老原 | 勉  |

議 事 日 程

第 3 号

平成 3 年第 3 回藤代町議会定例会

平成 3 年 9 月 1 3 日 (金) 午後 1 時開議

- 日程第 1 . 請願第 9 号 裏郷用水路の橋拡張工事に関する請願について  
日程第 2 . 町政に関する一般質問

通告の順序に従いまして、18番横田千之君。

〔18番横田千之君登壇〕

○18番（横田千之君） 私は3点ほど質問通告を出しております。そのうち1点目と2点目については関連がございますので、あわせて質問をいたします。

ここに水と緑と祭りの舞台、いわゆる藤代町の庁舎前の交流公園の基本計画書がございます。これをもとにいたしまして、現在、実施設計が依頼されているということでありまして、この工事のために、本年度当初予算で4億3,000万円の予算化をされております。聞くところによりますと、この基本構想どおりに実施することになれば、さらに1億ぐらい必要だと、こういう話もあるわけでありまして。

確かに、この計画書を見ますと、ばく大なお金をかけるわけですから、計画はまことに立派でございます。そして非常に斬新であるわけでありまして、この計画書を見ますと、真ん中にコアスペースと申しまして、イベントの舞台となる広場があり、このコアスペースを渦巻き状に囲む水辺がございまして、これのところに水を出したり入れたりすることができるようになるということでありまして、その外側が階段状になっておりまして、ベンチとさらに半分は芝生のスロープでそこにベンチがありまして、中央の舞台となるところを観覧できるというような形になっておるわけでありまして。

いろいろ話を聞いてみますと、この水辺には七色の光が映し出されると、こういうことも聞いておりますし、さらに夏になりますと、子供たちの遊び場にもなると、夢のような世界に私もいつしか入ってってしまうような感じをしたわけでありまして、確かにこのようなイベント広場もいずれどこかにできれば私自身もいいなというふうに思うわけですが、しかし、町長にお尋ねするわけですが、藤代町の現実とは余りにもかけ離れている感があるわけでありまして。

今議会にも住民からいろんな請願が出されております。手をつなぐ親の会の皆さんからは、現在生徒数もふえて運営が非常に困難になってきたと。これまでも補助金の増額を求めて執行部に要請をしたということでありまして、予算がないということで100万少しのお金もなかなか出していただけないと、こういうことで今回あえて議会に請願という形をお願いをすると、こういう形になっておるわけでありまして。さらに、通学路のふたがけの問題もなかなか解

決に至っていない。さらには、大雨が降りますと湛水して困っている地域の問題など、きのうの論議の中からもいろいろ出されておるわけでありまして。さらにきょう、菅谷議員が町民の健康のための各種健診の無料化の問題についても要求をいたしたわけでありましてけれども、こういう点については、町長も大分厳しい姿勢をただいまとっていたわけでありまして。学校教育なども1枚のわら紙さえ自由になかなか使えないというようなところまで、今、厳しく管理をしているというような話も時々耳に入るわけでありましてけれども、こういう藤代町の状況の中で、このイベント広場はなんと4億3,000万円と、これはもちろん起債を起こすわけでありましてから、利子等を含めれば私の計算でも約7億近いお金になるだろうと推測されるわけでありまして。

そういう点で、このイベント広場に膨大なお金をかけて、今藤代町でどうしても優先的につくらなければならない施設なのかどうなのか、町長はその点をどのように考えているのか、まず、1点お伺いするわけでありまして。

さらに、第2点といたしましては、駐車場の問題がございます。

今回の選挙がありました。私も多くの町民の皆さんと接したわけでありましてけれども、その中で何人かの方が駐車場問題について要望を出されておりました。私は特に最近、この藤代町に引っ越して来られたという方にたまたまお会いすることができまして、長く藤代町に住んでおりますとマンネリ化と申しますか、これが当たり前という錯覚に段々陥っていくわけですが、他の市町村からこの藤代町に新たに住んだ人に、あえてお伺いするのですが、一番何を感じますかと、こういう質問をいたしましたところ、庁舎は立派なのができましたね、役場に行きますと立派な職員の乗用車がずらっと並んでいる。ところが私らが庁舎に用があって行くと、なかなかとめるところがないという状況にたびたびぶつかると。町民は、特に商店街等で商売をしている人などは、1台の車のスペースを確保するのに大変な苦勞をしていると、こういうことを言います。なんか町民の日常の生活と町役場というのは大きな開きができていないかというようなことを言われたわけでありまして。

そういう点から、私も駐車場問題を真剣に検討してきたわけでありましてけれども、現在、既に駐車場は満杯でございまして、職員の車なども来客用の駐車場に置かざるを得ないというような状況。ただいまのように議会が始まりますと、議員の20台のスペースを前もって黄色の線で空けておかないとならない。

-もうそのために職員の乗用車もどこかに移動しなければならない。こういう状況でございます。

現在、藤代町の人口は三万三千ちょっとでございますけれども、これが町の基本構想を見ますと、平成7年には4万5,600人、平成12年には5万6,400人と想定をしておるわけでありまして、現在すらスペースがないわけでありまして、このとおり人口がふえていくということになりますと、もちろん職員の数もふやさなければならないし、来客も当然、この比率に応じて多くなってくるということになるわけです。

ところが、今度のイベント広場は現在この東側に予定されている敷地全部を使ってこのイベント広場にしてしまう。一体これから先の藤代町の駐車場をどのように考えているか、その点もあわせてお伺いしたいと思うわけでありまして。

次に、3番目の問題についてご質問をいたします。

8月4日投票が行われました藤代町の町議選で、いわゆる架空転入の疑惑問題があるわけでありましてけれども、この点について質問をいたすわけでありまして。

答弁者は、この選挙と関係のある、もちろん選挙管理委員会の事務局長であります総務部長、さらに転入問題が絡みますので、住民課長にお尋ねをするわけでありまして。

今回の選挙で、選挙のために票異動をやっているといううわさは、告示前から流れておったわけでありまして。我々の耳にも入っておりましたし、電話での情報もあったわけでありまして、これはあくまでも匿名でございましたので、私も問題としておらなかったわけでありまして。中には入場券を買って歩いているというような話も聞いておりました。

ところが、投票日、第15投票所、これは私の住んでおります新川、大曲部落の投票所でございますけれども、有権者が529名でございます。いずれも長く大曲、新川に住んでいる人ばかりでございますから、地元の区長さんなど立ち会いの人たちは、大概顔を知っておるわけでありまして。ところが、男性数人が黒の乗用車で乗りつけて投票をしていったと、地元の立会人の人も、ふだん見かけない人たちだったということで、いろいろ投票所内でも話題になっていたそうでありまして。

私はこの話を聞きまして、告示前からいろんなうわさが流れていたことを耳

にしておりましたので、はっと思っているいろいろ調査をいたしたわけでありませうけれども、この第15投票所の有権者台帳には、同じ新川の143番地に7名の人たちが同居をしている形になっていることを発見いたしたわけでありませう。実際には、この新川の143番地というのは若い夫婦と子供所帯が生活しているわけですから、通常、若い男7名も一緒に同居できるような状況じゃないし、朝晩1日何回となく、私はその前を毎日通るわけですけれども、それらしき人は一度も見たときがなかったわけでありませう。近所の方にもお聞きしたところ、そういう人たちは見たことがないと、こういうことであつたわけでありませう。

ここで、これは大変な問題だということで、いろいろ共産党議員団としても調査をいたしたわけでありませうが、その後、藤代町の高須165番地に7名、宮和田915-7に6名、さらに双葉に2名、双葉の2名というのは、投票が終わるまでいた人をごさいますて、その前に実際に異動そのものは4名あつたということが後でわかつたわけでありませうけれども、そういう状況がありました。

そこで、私どもはこの有権者登録名簿の基準日の間近になつて22日から25日、極めて同時期に同じ場所に異動が行われた。非常に不自然でもありますし、いろいろ地域の状況やなんかも調査いたしましたけれども、これは選挙の目的を持って転入をしたものであるというように、我々自身は判断をいたして、社会的にもこれを明らかにしたわけでありませう。さらに、重大な問題は、我々がこの問題をいろいろ調べてみますと、暴力団に関係する人たちも含まれていることがわかりました。

まず、選挙管理委員会の事務局長、並びに住民課長は、このことをどのように受けとめているか、まず最初にお伺いをいたしたいと思ひます。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（坂本 守君） 町長吉田久夫君。

〔町長吉田久夫君登壇〕

○町長（吉田久夫君） 第1点目の水と緑の広場について、2番目の役場の駐車場について、関連がございますので、まとめて答弁を申し上げます。

最初の結論から申しますと、必要があるのかどうかと、町長の判断はどうかという質問でございますけれども、必要性を認めたらこそ予算を計上したと、こういうわけです。なぜなら、おかげさまでこの役場も立派にできました。個人の家で言えば自分の住まいが立派にできました。どの家でも松の木やら木を

植えるでしょう。また、金のある人は筑波石などを持ってきて飾るでしょう。それと同じで、無味乾燥の広場だけでは役場としての適合性がないのではないか。やっぱり役場も立派になりました、自然を楽しむ広場も必要であろうと。そして我々の考えは町民の皆さんが、ふだんから四六時中広場を利用できるような、あるいはまた眺められるような配慮をしながらつくるんだと、そういう考えでございまして、決してむだ遣いとは存じません。

それから、横田さんの言われるところは、あそこを駐車場にしたらどうかという意味にも聞こえるのですけれども、いずれにしても広場として町民に親しまれる広場をつくる、そして駐車場に関しましては……。

○議長（坂本 守君） 傍聴席は静粛に。

○町長（吉田久夫君） （続）駐車場に関しましては補正予算にも計上しておりますし、ご存じのように、健康センターと役場の駐車場の間、今、岡堰と折衝中ではございまして、今度 1,800万ですか計上してあります。ただ、あその場所だけではまだまだ足りないと思います。横田さんご指摘のような、将来人口を見越したした場合、足りないのは百も承知でございまして、私は私なりに、役場は役場なりに、その後の抜本的対策も考えているのは事実です。ただ、具体的にどうするんだと言われても、まだ正式決定ではございませぬので、まだこの席上では発表できませんけれども、調査費が既についていると、そういうこともご承知おき願いたいと思います。詳しくはもう少し具体化してから皆さんに発表いたしますけれども、そういう裏でと言ったらおかしいですけれども、そういう抜本的な対策も考えているということもご承知おき願いたいと思います。

○議長（坂本 守君） 続いて、総務部長秋田昭一君。

〔総務部長秋田昭一君登壇〕

○総務部長（秋田昭一君） お答え申し上げます。

総務部長ということではなくて、選挙管理委員会の書記長ということでお答えさせていただきたいと思っております。

この8月4日に行われました町議選については、私ども公職選挙法に基づきまして行っているわけでございます。この公職選挙法の21条に、選挙人名簿の登録は市町村の区域内に住所を有している者で、当該市町村の住民票が作成された日、そういう住民基本台帳に基づいて処理をしてきているものでござい

す。そういう内容でありますので、私どもはそういうご指摘のあった疑義というものを持っておりません。法にのっとった処置をしまいたというふうに感じております。

○議長（坂本 守君） 続いて、住民課長島 昭男君。

〔住民課長島 昭男君登壇〕

○住民課長（島 昭男君） お答えいたします。

どのように受けとめているかということですが、私どもの方は転出届に基づいて住民票を調整していくということですが、どのように思っているかのご質問ですが、転出届に基づいて住民票を処理していったということですが。

○議長（坂本 守君） 横田千之君。

〔18番横田千之君登壇〕

○18番（横田千之君） 第1点目の質問については、町長は別の構想を持っていると、こういうことではありますが、今発表できる段階ではないというわけではありますが、それでは議論にならないわけではありますが。私は何もない広場を、アスファルトの駐車場をただつくっておけばいいと、こういうことを今言っているわけではございませんし、もちろん藤代町にはまだまだ都市部に入りますと樹木も少ないし、植樹や何かは当然必要かと思うわけではありますが、いずれにしても今度の構想を見ますと、イベントではいろいろ使えるにしても、多目的にはなかなか利用できない。もっと、当面、駐車場のスペースも実際に足りないわけがありますから、そういうものを含めた再検討をする必要があると、このように考えております。

特に、これまで申しましたように、藤代町の町民、この庁舎を眺めまして、中には立派な庁舎ができたということで喜んでくれる人もいることは確かかと思えますけれども、少なくとも私がこれまで多くの町民と接した中では、ああいう立派な庁舎をできるだけ力があるのなら、もっとこういうものを作ってほしいという意見を持っている方が圧倒的に多いということでもあります。さらに、今度4億数千万のお金を出しまして、このイベント広場をつくったということになれば、単に駐車場問題が、後でどこかに駐車場をつくるということで町長は考えているのかもしれませんが、町民の大きな批判を受けることは間違いない、このように私は確信をいたしておるわけであります。

質問がかみ合いませんから、これでこの件は終わりますけれども、このイベント広場をつくることによって、町民の批判があったときには町長の責任でございませう。この点をひとつ、肝に銘じて私は置いていただきたいと思います。できれば再検討を今からでも遅くありませんから加えていただきたいと思います、このことを強く申し入れたいと思うわけでありませう。

それでは、3点目の問題についての2回目の質問を行うわけでありませう。それでは、具体的に総務部長にお伺いいたしますけれども、第15投票所で投票を行ったこの人たちは、投票所を間違えて、最初に第16投票所、双葉の集会所に行ってしまったということでありませう。投票所が違うということで、双葉から第15投票所に戻って来て投票をしたということでありませう。この点を総務部長は知っておるかどうか、この点をお伺いいたします。

新川の143番地と新川の第15投票所である新川公民館は、直線にいたしますと約100メートルちょっとというところでありませう。本当にここに住んでいればこんな間違いはするはずがありません。総務部長はおかしいとは思いませんか。この点も含めてお答えをいただきたいと思います。

また、ある投票所では、入場券がなくて再発行をした人がいるそうでありませう。すけれども、選挙人名簿に記載されていた生年月日と、本人かどうかを確認のために聞いたときの生年月日が違っていた人がいたという話がありませう。けれども、このようなことがあったのか、どうなのか、この点をお伺いいたします。これが事実だとすると、替え玉投票の疑いがあるわけでありませう。告示前からうわさになっておりました、入場券を買って歩いていたという、この裏づけになるわけでありませうけれども、この点について知ってるかどうかお伺いをいたします。

次に、住民課長にお伺いをいたします。

竜ヶ崎市の一女性が、自分が必要あって自分の住民票を市役所にとりに行ったところ、自分の住民票は竜ヶ崎の市役所になかったと、本人が知らないうちに藤代町に転出されており、大騒ぎになった事件がありませう。この転出は両親もだれがやったのかわからず、本人と両親3人で藤代町の住民課に来て、だれがやったのかわからないけれども、竜ヶ崎に藤代町から転出したいと、転出届をしていったわけでありませう。この転入が平成3年4月23日で転出が4月30日と聞いておりました。この点について間違いがないか、確認をもう一度この場ですしたいと思ひます。

住民課長に二つ目の質問をいたします。

我々が調査した4カ所の22名の転入は、4カ所とも平成3年4月22日から25日に集中していましたが、今また偶然にも、この4カ所から転出しているようであります。現在、何人が転出しているのか、この点をお伺いしたいと思います。

さらに、住民課長に三つ目の質問をいたします。

この転出の際、自分の住んでいた藤代町の住所の番地がわからない人がいたことが、菅谷議員の調査で明らかになっているわけですが、私からももう一度、この席上でその点を確認したいと思います。

四つ目の質問をいたします。

この転出の際に、実際には自分は転入手続がされていないのに、藤代町に転入したと思い込んで、藤代町から竜ヶ崎市に転出したいと申請に来た者がいるということでもありますけれども、これは恐らく本人が、話だけあって、本人が転入届をしたということではなくて、だれかにそういう話でやるという形だったので、自分はもう藤代町に転入されていると思い込み、そして選挙が終わった今、また転出するということが本人が出てきたということだと思うわけであり、この点も極めて重大な内容が含まれておるわけでもありますけれども、この点について住民課長は知っているかどうか。知らないとなれば大事な問題でありますので、直ちに應對した職員がいるかどうか確認した上で、この場で答弁をしていただきたいと思うわけであり、

これだけ不自然なことが次々と起きているのに、総務部長や住民課長は先ほどの答弁のとおり、極めて事務的な答弁しかごさませんでした。総務部長は、住民基本台帳に基づいて選挙名簿を作成して、ただそのとおりにやればいいと、ただそれだけの答弁。住民課長は、転入届があれば、ただそのまま受け付けしていれば自分の責務が果たされたというような感覚でいらっしゃるようでもありますけれども、とんでもないことでもあります。住民基本台帳法第3条では、正確に正しく行わなければならないことになっておるわけですから、正しく行われているかどうか、十分日常の事務の中でも細かく注意を払いながら事務を遂行していかなければならないし、今回、このように三大新聞にもトップ記事で報道されるという、こういう事件がこういう形になっている中で、先ほどの答弁は、私は自分の責任すら放棄してしまった答弁と言わざるを得ない

わけであります。

当然、今調査中でありますし、この事実関係につきましては未解明なところがまだたくさんあるわけでありますし、これから調査を進めていかなければならないわけであります。今、そういう状況にある中で、一体先ほどの答弁はどういう感覚なのか、もう一度答弁を求めるものであります。

私たちにはまだ地方自治法第 100 条の調査権は与えられておりません。ですから、住民票を勝手に取るわけにもいきませんし、調査のためにはいろんな苦労が必要でありますけれども、いろんな聞き込み等しながら調査をする中で、最初 4 か所 22 名と発表いたしましたけれども、その後新たに山王の……、間違えますと大変なことになりますので、ちょっと資料を持って来ます。

山王の 277 番地に 3 名、宮和田 272 番地の 5 に 4 名、疑わしい異動があったと判断できる人たちがおるわけであります。私たちのこのような調査ですら、次から次と出てくるわけでありますから、本当に職務の中で正しく行われたかどうかを解明しなければならない責任があるわけですから、当然、住民課長も総務部長も、この点は公職選挙法という大事な法律に基づいて行われておる選挙でございます。この選挙がこのような形でもし行われていたとすれば、民主政治は根底から覆されることになるわけでありますから、その重大性からいっても、もっと真剣にこの問題に対処しなければ、あなた方の責任は果たせないと思うわけですが、もう一度答弁をしていただきたいわけであります。

○議長（坂本 守君） 横田議員、この 1 番と 2 番については要望ですか。それとも町長にもう 1 回答弁させますか。

○18 番（横田千之君） ああ、もし答弁することがあったら。

○議長（坂本 守君） 町長吉田久夫君。

〔町長吉田久夫君登壇〕

○町長（吉田久夫君） ほとんど先ほどの 1 回目の答弁のとおりでございますけれども、ただ一言つけ加えたいのは、4 億なんぼとか総計でおっしゃられましたけれども、この財源の中身は 75% は国からの自治省主催の地域づくり事業という形で、後で交付税で算入されているものです。そしてもう一つはふるさと創生の 1 億円の中から 3,100 万円というのを充てた。確かに合計すると 4 億になりますけれども、そういう制度上の資金を利用しながらつくるということを議員の皆さんも理解していただければいいかと、これだけです。

○議長（坂本 守君） 続いて、総務部長秋田昭一君。

〔総務部長秋田昭一君登壇〕

○総務部長（秋田昭一君） お答え申し上げます。

2点ご質問あったわけですが、この2点については報告がありませんので、書記長としては処置はしてございません。

それから、もう一度伺いたいということでございますのでご答弁申し上げます。

公職選挙法の21条に被登録資格者等ということであつたわれているものがございます。選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢20年以上の日本国民で、その者にかかわる当該市町村の住民票が作成された日、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法第22条転入届の規定により届出をした者について、当該届出をした日から引き続き3か月以上当藤代町住民基本台帳に記載されている者について選挙人名簿に登録をするということになっております。

そういうことございまして、今回、すべてこの法律に基づいた内容で事務処理をしておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（坂本 守君） 続いて、住民課長畠 昭男君。

〔住民課長畠 昭男君登壇〕

○住民課長（畠 昭男君） お答えいたします。

まず、第1点目の、竜ヶ崎の女性の方が自分の住民票がわからないうちに藤代に来ておったということで大騒ぎになったということでございますが、その大騒ぎということは私はよく理解できないのですが。確かに、これが竜ヶ崎市役所の方で必要があつて取りに行ったところがなかったと、自分の住民票が藤代に移っていたということで、竜ヶ崎の市役所であったことは事実でございますし、また、私どもの方にそういうことで住民票をくださいということで来たことも事実でございます。

この中で4月23日に入って4月30日に出たということについては、今のところ私もまだ掌握しておりません。後ほどこれは調査いたしてみます。

なお、そのときの対応として、確かに親御さんとお嫁さんか、実の娘さんかわかりませんが、どうして来たんだろうということで窓口で話し合ったそうでございます。じゃあ、だんなさんの方に聞いてくださいということで話たとこ

るが、そのままお帰りになったというのが事実でございます。

それから、第2番目の22名中今までに何人転出しているかということでございますが、17名でございます。

3番目の自分の住所がわからなかった人が来たということでございますが、これは住所がわからないというのは非常に多種多様でございます。自分が住んでいる地区名、例えば私は押切でございますが、藤代町の押切と、そこまでわからなくて来た人というのは全くおりません。ただ、地番がわからないというような方は、これは1日に何人かはおります。地番です。大字名ではなく、地番がわからないというような方が住民票を取りに、あるいは戸籍もそうですが、本籍の地番がわからないというようなことで申請書を出す方は何人かおります。そういうときの対応として、いわゆる官公署発行の、大字までわかっているのだから、そういうことでは身分を確認できれば私の方で考慮いたしましょうということで、官公署発行の例えば免許証、パスポート等により本人であると確かめられた場合には地番については教えてあげまして、住民票、並びに戸籍を出しているということは、これはそうはありませんが、あることは間違いございません。そういうことをしております。

それから、4番目の自分が転入したと思っていて、藤代に転出届をもらいに来たが、そういう自分の住民票が調整されていなかったということについては、一切ございません。窓口で全職員を集めて開きましたので。こういう申し出はありませんでした。

○議長（坂本 守君） 答弁が終わりました。

横田千之君。

〔18番横田千之君登壇〕

○18番（横田千之君） 総務部長は、何ら間違いなく事務を執行してきたという答弁でございますけれども、私がこういうことで、私だけではありませんが、共産党の議員団でいろいろこの問題について調査等もしたことが新聞等で明らかになる中で、いろんな電話での情報等も寄せられております。毎晩、電話が何人かずつあります。もちろん名前は言えないというような電話も多いわけですが。

私は本当にこの問題を100条調査権を発動して調査をいたしますと、まだまだいろんな問題が出てくるような感じを、これまでの調査の中で受けとめまし

た。総務部長は、何ら問題ないと、こういうように答弁をいたしておりますが、自信を持ってそういうふうに言い切って、総務部長、よろしいですか。後でいろいろ問題があったということになったら、あなた、これほどマスコミでも取り上げて問題になっている問題を、問題ないというふうに断言したわけですよ。今、そういうことでいいのですか。

○6番（篠山治夫君） 総務部長は個人のおれを言っているんでしょう。

○18番（横田千之君） （続）総務部長というのは選挙管理委員会の事務局長なのです。当然、これだけの問題になれば、真相をもちろん、真実はどういうことだったのかということのを正しく突きとめる責任の当事者じゃないですか。そういうことをやろうという意思は全くないわけですか。もう一度お伺いをいたします。

さらに、住民課長にお伺いしますけれども、この番地がわからないで転出届に来る人は毎日あるというように最初は答弁して、後段では、間々はないみたいな答弁をしておりますけれども、これはもう少し大事な問題なので、はっきり。毎日あるのですか、こういう人が……。

○住民課長（畠 昭男君） 往々にしてあるということです。

○18番（横田千之君） （続）それと、4番目の、自分が転入されていないのに転出の届けに来た人というのは、藤代町の住民課の職員でそういう対応をした人はいないというふうにはっきり断言いたしましたけれども、そのように受けとめてよろしいですか。

これまでの調査の中で、いろいろ情報があったわけでありましてけれども、新川の143番地に転入の依頼に来たその本人も、宮和田の住所に転入されていたというようなこともだんだんわかってきたわけでありまして。この宮和田の住所というのは宮和田の272-5でございますけれども、以前、サンライフの事務所があったと思うわけでありまして、これは電話帳で確認をいたしましたわけでありましてけれども、そういう状況もわかってまいりました。

いずれにしても、これからさらに調査を進めなければなりません。後で、今会期中に100条調査権の発動の提案をする予定であります。その際は、各議員の皆さんのご協力をいただき、議長もこの真相解明のために、藤代町の名譽を回復するためにも、ひとつ全力を挙げて対応していただきたいことを、この際強く申し上げ、総務部長の答弁に対しては、ああいう答弁でいいのかどうな

のか、私は恩情をもって言っておりますので、もう一度お答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（坂本 守君） 総務部長秋田昭一君。

〔総務部長秋田昭一君登壇〕

○総務部長（秋田昭一君） お答え申し上げます。

8月4日に投票されましたこの選挙事務については、7月30日告示で行ってきたわけでございます。当然、先ほど申し上げましたように、公職選挙法の第21条の内容で、選挙管理委員会を開き、当日の有権者を決定し、告示し、縦覧に処して事務処理を行ったわけですので、私ども事務処理については間違いなく行って来たというふうに思っております。

○18番（横田千之君） そういうことを聞いているのではないのです。

○議長（坂本 守君） 関連質問ございますか。

西尾紘昭君。

〔7番西尾紘昭君登壇〕

○7番（西尾紘昭君） 横田議員の一般質問の第3項目目ですね、架空転入の疑いについての関連質問を行います。

横田議員は、確かに架空転入、正確に言うならばこれは住民基本台帳法の事務に基づく事務処理の適正な運用がなされたのかどうかということが、一つは重要な問題の核心であったのだろうとは思いますが、いろいろ問題があるとすれば民主主義の根幹に触れるだろうということは、これは間違いのない問題でございます。しかし、この問題はこれから先、いろいろな機関なり、しかるべき、最終的には捜査権に委ねなくては、基本的人権に抵触してきますので、議会にはおのずから限界があるだろうと、あるいは執行部の方にも窓口業務、なにかずくとりわけ住民課で調査するにはなかなか問題もあるのではないかと思います。

これは、一つは公職選挙違反の問題も中には含まれておきまして、公職選挙違反といいますと、いろいろな要件、対応が記載されておるわけですが、我が町の議会におきましても、過日の選挙におきまして、肩書について、経歴の略歴紹介の中で虚偽の記載をしたということで、私も告発人として告発はしておりますけれども、そういう方もいらっしゃいます。法律に違反する、公選法に違反するということは、内容のいかんを問わず、架空転入があったとすれ

ば、それが事実だとすれば、それも問題であるし、そういう記載事実の虚偽記入につきましても、これは同じく選挙の公正を害する危険性を持っているということで、同じレベルの問題として考えられなければならないだろうと。私がここで執行部の方にお伺いしたいのは、今回、横田議員の質問の中では、窓口業務の扱いについて具体的な質問がなされておられませんので、ひとつお伺いいたします。

住民基本台帳法の第34条の調査事務規定があるわけですが、この調査事務というのは、定期的にするものとするということでございますが、私が理解する限りでは、この定期的にするというのは一定の時期であるというふうに、専門の方々も、専門の書物でも指摘されておまして、一定の時期というのは、具体的にはどういう意味を指すのかということで、1年に一度するのが望ましいということであるということです。なおかつ、必要あると認めたときには調査することができるという任意規定になっておまして、この辺に基づいて適正に調査をなされたのかどうか。その辺をひとつ確認をしたいと思えます。

それと、もう一つは調査の内容ですが、具体的にはどこまでの調査ができるのか。例えば、転入者に対して直接面談をして、転入の目的、あるいは転入在住期間等についても聞く権限があるのかどうか。それによっては、もしそういう権限があるとすれば、それに従った調査をしていなければ職務怠慢というそりを免れないわけですが、その辺はどのように対応なさってきたのか。

もう1点、今度は選挙管理委員会ですが、先ほど私が指摘しました虚偽記載の件で、今告発しているわけですが、この内容について、選挙告示期間中に何らかの訂正、あるいは申し入れ等が具体的になされた経緯があるかどうか、これを事務局長にお伺いいたします。

それと、戻りますが、住民基本台帳法の34条の調査事務の規定に関連することですが、この調査というのは、先ほど私が指摘した、必要ありと認めるときは調査することができるということでもありますので、今回、いろいろ共産党議員団さんが新聞記者さんの前で記者会見をして、この問題の端緒を記者会見によってお披露出し、問題が大きくなってきているわけですが、その後、この事態が生じてから調査の必要ありと判断して、この問題について、転出、転入についてどこまでの調査をなさったのか。

具体的にお伺いしますが、例えば転入者と具体的に面談等をなさったのか、

していないのか、あるいはそれはできないことなのか、その辺を、現在に至るまでの問題が発生して指摘された後でどのような対応をなさったかということについて説明を求めます。

○議長（坂本 守君） 答弁を求めます。

総務部長秋田昭一君。

〔総務部長秋田昭一君登壇〕

○総務部長（秋田昭一君） お答え申し上げます。

今の件は、選挙広報を出した後のだれかが申し出あったかということですか。この点については、候補者本人からはこの件はございませんでしたけれども、土浦の市議会議員であるという方が参られまして、これ広報について違ったのだと、なんか処置できないかという話がありました。しかし、私ども選挙管理委員会では、選挙広報の発行規定というものがありまして、申請期間経過後においてこれを訂正はできないのだということを話をしましたら、そういうことでご理解をいただきまして、お帰りをいただいたということがございます。

○議長（坂本 守君） 続いて、住民課長島 昭男君。

〔住民課長島 昭男君登壇〕

○住民課長（島 昭男君） お答えいたします。

住民基本台帳法に基づく第34条、これの審査でございますが二通りございます。通常は、相手から他の市町村から転出証明をもらって来て私どもの方にその転出証明を渡せば、その書類がきちんと整備されておれば、通常は全部形式的審査で転入を認めておる。それでもって住民票を調整していく。これが通常でございます。

それから、定期的調査をなさいということでございますが、1年に1回とか、そういうふうな規定はございません。

実質的調査でございますが、この内容で、直接面談、あるいは転入先と思われる家主さん、それから、いつ来て、いつまでおりましたかという、こういう質問はしなければなりません。したがって、私どもがそのような実態調査を現在しておるところでございます。

○議長（坂本 守君） 続いて、篠山治夫君。

〔6番篠山治夫君登壇〕

○6番（篠山治夫君） 横田議員の3番目の架空転入のことで総務部長にお伺

いしたいのです。

4月に転入なされた問題に対しては、総務部長も選挙のためにわざわざ住所を移したというような考えを持ってと言っても、これは無理ではないかと思いません。ただ、私ここで尋ねたいのは、三大新聞があれほど、私はそういう記事が好きなのですから一番大々を書く朝日新聞一本で当社は新聞をとっているわけですが、その中でもあれだけの疑惑を大きく取り上げております。私はその三大新聞が取り上げ、また、共産党議員が、今度私も赤旗もとっております。550円で沼尻議員、横田議員、菅谷議員の書く記事が楽しみなものですから、とっております。その中でいろんな疑惑を招いております。そういう中で総務部長も、この共産党の3人方に質問、いろいろな事情の問い合わせ、また現場へ来て聞かせてくれというような話もあったらうと思います。その中で、その後の、新聞で疑惑を招いた後の総務部長の、総務部長というよりも、選挙管理委員会の事務局長としての職務をどのように進めてこられたのか、お聞きしたいと思います。

それから、今度は住民課長でございますけれども、2年ほど前ですか、茶飲み茶わんを投げつけたとか、落としたとかで裁判ぎたになつたような話も聞いております。この間、住民票1通、印鑑証明書1通取りに行くのでさえ、手帳を忘れて本人である私でも印鑑証明をいただけなかったという事実もあって、住民課も立派に規則を守ってやっているんだなと感心しているわけでございます。

そういう中で、今度のこの事件に対して、住民が非常にわかりづらい、どこに何人異動、ここに何人異動、名前は出なかったのですけれども、横田議員はその人の名前も恐らく知っているのではないかと思います。そこで、住民課長にお尋ねしたいのですか、私は住民課で何かがあるのじゃないかというような気がしてなりませんので、やはり総務部長と同じように、三大新聞で報道された後、どのような住民課の中で課長が対処したのか、これだけの騒ぎを起こしておいて、総務部長も住民課長も本当に何も対処しないのであれば、先ほど横田議員がおっしゃったとおりに、私どもも考えなければなりません。ただ、4月の23日、25日の転入をどうでこうでと横田議員も言っておりましたけれども、そこまでは皆さんの責任にしたいとは思っておりません。ただ、三大新聞の報道によって、お二方がどのような対処を職員に、また、選挙管理委員とし

て対処したのか答弁を願いたいのです。

それから、総務部長、一つ忘れたのですが、あの新聞には後援会と出ておりましたが、確かな後援会なのですか。県の方へ届けを出した後援会であるのか、ないのかもつけ加えて報告をお願いします。

○議長（坂本 守君） 答弁を求めます。

総務部長秋田昭一君。

〔総務部長秋田昭一君登壇〕

○総務部長（秋田昭一君） お答え申し上げます。

新聞発表後の扱い方ということでございますが、この発表後、共産党の議員さんお三人の方が見えまして、やはり実態調査というものをやるべきであろうというご指摘も受けました。これは住民課も全く同じだと思います。

そういうことで、基本になっていくものが住民基本台帳でございますので、住民課と選挙管理委員会と一緒に実態調査をしております。

それから、後援会があるのかどうかということですが、後援会の届けをどのようにするのかという話がありまして、その指導はいたしました。しかし、実質的な届けは町の選挙管理委員会ではなくて、県の選挙管理委員会の方へ届けるとこの事務のシステムでございます。

○6番（篠山治夫君） だから、それが事実出しているのか、ないのか調べたのか。人数……。

○総務部長（秋田昭一君） （続）その調査はしてございませんが、あそこには後援会の看板があります。あれは全部で8カ所できるわけでございますが、その証紙については町の選挙管理委員会が証紙を添付しなさいということでございますから、県の指示に従いまして、後援会の証紙を町の方の予算で貼付したということでございます。そういうことで、したがって、後援会の届出はしてあるというふうに私も思っております。

○議長（坂本 守君） 続いて、住民課長島 昭男君。

〔住民課長島 昭男君登壇〕

○住民課長（島 昭男君） お答えいたします。

新聞等で報道された後、どのような対応をしたのかというようなことですが、先ほど西尾議員さんにもお答えいたしましたように、通常であれば形式的審査で住民票を調整しておりますが、今回のようなことがあったので、

これは実態調査をしなければいかんであろうということで、首長に相談をいたし、首長の決裁を得て、実態調査を行っておるということでございます。現在、実施中でございます。

○議長（坂本 守君） 以上で、横田千之君の質問を打ち切ります。

以上で、通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしましたので、これにて散会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後 3 時 3 7 分散会

議 事 日 程

第 5 号

平成 3 年第 3 回藤代町議会定例会

平成 3 年 9 月 1 9 日 (木) 午前 1 0 時開議

日程第 1 . 平成 3 年 8 月 4 日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転  
入疑惑及び不正投票疑惑の事務検査について

午前10時10分開議

○議長（坂本 守君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数19名、欠席議員数1名、石井 章君より欠席の通告がございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

日程第1、本日、16番吉岡 茂君外4名の提出者により、平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑の事務検査に関する動議が提出をされました。所定の賛成者があり、動議は成立いたしますので、直ちに議題といたします。

○  
平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑の事務検査について

○議長（坂本 守君） 提出者代表の説明を求めます。

16番吉岡 茂君。

〔16番吉岡 茂登壇〕

○16番（吉岡 茂君） 所定の手続を経まして、皆さんのお手元にある資料のとおり特別委員会を設置いたします。ご了承願います。

○議長（坂本 守君） 以上で、提出者代表の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） 討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

採決は起立採決で行います。

16番吉岡 茂君外4名から提出されました、平成3年8月4日執行、藤代町

議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑の事務検査に関する動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 守君） 全員賛成。よって、16番吉岡 茂君外4名から提案されました、平成3年8月4日執行、藤代町議会議員一般選挙における架空転入疑惑及び不正投票疑惑の事務検査に関する動議は、可決すべきものと決定をいたしました。

ただいま可決されました動議中、2の特別委員会について委員の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により議長において指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

横田千之君、沼尻 守君、長東秀臣君、松永 實君、吉岡 茂君、西尾紘昭君、倉持光男君、篠山治夫君、以上8名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました8名を特別委員会の委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 守君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました8名の諸君を、特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時15分休憩

午前10時21分再開

○議長（坂本 守君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

ここで、3番石井 章君が会議録署名議員になっておりますが、欠席の通告がございますので、会議規則第120条の規定により5番倉持光男君を会議録署名議員に追加指名をいたします。

休憩中に特別委員会が開かれ、正副委員長が互選されましたので、議長から報告いたします。

特別委員会委員長西尾紘昭君、副委員長倉持光男君、以上のとおりでございます。

なお、あす10時より特別委員会を開催しますので、委員の皆さんはよろしくご出席のほどお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時22分散会